

平成28年度 40歳未満の健康診断実施要領

石川県医師国民健康保険組合

- 1 40歳未満の健康診断は、平成28年6月1日から平成29年2月28日までの間で実施します。
- 2 40歳未満の健康診断に指定の保険医療機関はありませんので、ご自身で保険医療機関を予約していただき、受診ください。
なお、保険医療機関以外での受診は補助の対象外です。
- 3 40歳未満の健康診断の補助対象者は、40歳未満の1種組合員・2種組合員・被保険者である1種配偶者です。ただし、平成29年3月31日までに40歳の誕生日を迎えられる方は特定健診の対象となります。
- 4 40歳未満の健康診断の検査項目、費用額は「平成28年度 健康診断個人票」を参考に各保険医療機関へお問い合わせください。
- 5 40歳未満の健康診断の補助限度額は、16,200円（税込）ですが、受診の際には、一旦窓口で検査料全額を支払っていただいた後に、「平成28年度 健康診断補助金申請書」により、組合に補助の申請をしていただくことで、ご指定の口座へ当組合から振込いたします。
- 6 40歳未満の健康診断の受診の際は、「平成28年度 健康診断個人票」を持参し、実施医療機関に検査項目、検査料を記入してもらってください。健康診断個人票に記入してもらえない場合には、検査項目、検査料がわかる領収書、明細書等を「平成28年度健康診断補助金支給申請書」に添付してください。

注意：人間ドック、PET-CT検査との重複補助金申請は、認められませんので、注意願います。